第

1959

号



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 1 2月 26日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

♠ 経営コンサルタントに支払う報酬

会 : 当社では、この度、企業経営の充実を 図るため、経営コンサルタントとコンサルテ ィング契約を結びました。

ところで、コンサルティング料を支払う際 には、源泉徴収が必要でしょうか。この経営 コンサルタントは中小企業診断士の資格は持 っていません。

A:中小企業診断士の資格を持っていなく ても、源泉徴収は必要です。

【解説】

企業診断員の業務に関する報酬・料金につ いては、税率10%(ただし、1回に支払わ れる金額が100万円を超える場合には、そ の超える部分の金額については20%)の源 泉徴収が必要です。

この企業診断員には、中小企業指導法に基 づく中小企業診断士登録規則により登録され た中小企業診断士だけでなく、直接企業の求 めに応じてその企業の状況についての調査及 び診断を行ったり、企業経営の改善及び向上 のための指導を行う者、例えば、経営士、経 営コンサルタント、労務管理士等と称するよ うな者も含まれることとされています。

ご質問の場合も、「企業経営の改善及び向 上のための指導を行う者」に該当すると考え られますので、企業診断員の業務に関する報 酬・料金として源泉徴収が必要になります。







